

耳納北麓観光拠点施設 指定管理者指定申請書様式集

指定管理者指定申請書（第1号様式）	2
グループ応募構成書（様式1）	3
応募資格に係る申立書（様式2）	4
管理運営業務計画書（様式3）	5
管理に係る収支計画書（様式4）	21
質問書（様式5）	22
委任状（様式6）	23

久留米市長 様

申請者 住所
団体名称
代表者名 印
電話番号

指定管理者指定申請書

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けた
いので、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定
により、関係書類を添えて申請します。

1 公の施設の名称

耳納北麓観光拠点施設

（久留米市世界のつばき館・山辺道文化館・久留米市立草野歴史資料館）

2 添付書類

- グループ応募構成書（様式 1）
- 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 当該法人の登記事項証明書
- 納税証明書（直近 1 年分）
（法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税及び
軽自動車税について滞納がないことを証明する書類）
- 役員名簿及び履歴書
- 申込資格に係る申立書（様式 2）
- 管理運営業務計画書（様式 3）
- 管理に係る収支計画書（様式 4）
- 団体の経営状況を証明する書類（事業報告書、収支（損益）決算書、貸借対
照表、財産目録又はこれらに相当する書類）
- 団体の概要がわかる書類
- 類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類
- 委任状（様式 6）
- その他

※ 提出書類の□欄にレ点を記入すること。

様式 1

グループ応募構成書

令和 年 月 日

久留米市長 様

申請者 住所
団体名称
代表者名 印
電話番号

- 1 申請施設名称
耳納北麓観光拠点施設
(久留米市立草野歴史資料館・山辺道文化館・久留米市世界のつばき館)

2 代表団体名称等

代表団体
団体名称
住所
代表者名
電話番号
担当者

3 構成団体名称等

構成団体
団体名称
住所
代表者名 ㊟
電話番号
担当者

構成団体
団体名称
住所
代表者名 ㊟
電話番号
担当者

※記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

応募資格に係る申立書

令和 年 月 日

久留米市長 様

申請者 住所
団体名称
代表者名 印
電話番号

耳納北麓観光拠点施設（久留米市立草野歴史資料館・山辺道文化館・久留米市世界のつばき館）の指定管理者の募集に係る申込資格について、下記のとおり申し立てます。

記

- 応募資格等（１） 地方自治法施行令 167 条の 4 に規定する法人その他の団体等に該当しない。
- 応募資格等（３） 納税義務を有しない法人その他団体である。
(法人税 消費税・地方消費税 法人事業税
法人市民税 固定資産税 軽自動車税)
- 応募資格等（４） 会社更生法、民事再生法の規定による更正又は手続を開始している法人その他の団体等に該当しない。
- 応募資格等（５）① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に規定する、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者に該当しない。
- 応募資格等（５）② 地方自治法第 244 号の 2 第 1 1 項の規定により、本市又は本市以外の地方公共団体において、指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者に該当しない。
- 応募資格等（５）③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定義する者に該当しない。

※該当する項目にレ点を記入すること。

様式 3

管理運営業務計画書

施設名	耳納北麓観光拠点施設 (久留米市立草野歴史資料館・山辺道文化館・久留米市世界のつばき館)
団体名称	

1 耳納北麓観光拠点施設の運営方針等について

(1) 耳納北麓観光拠点施設の運営方針（基本理念、基本方針など）

(2) 平等な利用を図るための方針及び具体的な方策

(3) 情報公開・個人情報保護の方針と具体的な方策

2 耳納北麓観光拠点施設の施設運営、安全管理等について

(1) 利用者からの要望把握並びに事業への展開の具体的な方策

(2) 耳納北麓観光拠点施設の清掃と消毒、維持及び保守についての具体的な方策

(3) 耳納北麓観光拠点施設を運営するにあたって、地域と連携するための方針及び具体的な方策

3 耳納北麓観光拠点施設の効用の最大化について

(1) 耳納北麓観光拠点施設の入館者数目標

(入館者数の目標)

年度	つばき館		文化館		資料館	
	入館者数	対基準年度	入館者数	対基準年度	入館者数	入館者数
平成30年度 (基準年度)	52,212 人		12,452 人		3,282 人	
令和4年度 (1年目)	人	%	人	%	人	%
令和5年度 (2年目)	人	%	人	%	人	%
令和6年度 (3年目)	人	%	人	%	人	%
令和7年度 (4年目)	人	%	人	%	人	%
令和8年度 (5年目)	人	%	人	%	人	%

(1) 来館者を増加させるための方策(施設間連携)

(具体的な方策)

<施設間連携>

(2) 来館者を増加させるための方策(草野歴史資料館)

(具体的な方策)

<草野歴史資料館>

(3) 来館者を増加させるための方策(山辺道文化館)

(具体的な方策)

<山辺道文化館>

(4) 来館者を増加させるための方策(世界のつばき館)

(具体的な方策)

<世界のつばき館>

4 管理運営に係る経費の節減について

(1) 経費を必要最小限に抑えるための具体的な方策

(2) 利用料金、事業収入を向上させるための具体的な方策

5 安定した施設管理のための物的能力、人的能力について

(1) 資料館の管理運営に関する意思決定を行う機関（本社、支社、事業所、事務所等）

項目	意思決定機関及びその所在地
基本協定（年度協定を含む）	
耳納北麓観光拠点施設の運営全般	
会計処理	

(2) 耳納北麓観光拠点施設の管理を行うための職員配置計画（上部組織等（連合体も含む。）がある場合は、上部組織等における当施設の位置も含む）及び職員の採用計画の方針

(3) 耳納北麓観光拠点施設に配置する職員の勤務形態・勤務条件

(資料館)

曜日等	職員配置の時間帯	常勤職員数	パート職員数
	～		
	～		
	～		
	～		

(文化館)

曜日等	職員配置の時間帯	常勤職員数	パート職員数
	～		
	～		
	～		
	～		

(つばき館)

曜日等	職員配置の時間帯	常勤職員数	パート職員数
	～		
	～		
	～		
	～		

※ 1 週間のシフト表を作成し、添付して下さい。

(1) 常勤職員

担当する業務	人数

※常勤職員とは、概ね1日8時間、週40時間程度勤務する年間を通して働く職員を言います。

(2) パート職員

担当する業務	人数

※ここでのパート職員とは、常勤職員より勤務時間が短く、年間を通して働く職員を言います。

(3) その他職員

勤務条件の内容

職 種	常勤職員、パート職員
契 約 期 間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日）
始業・終業の時刻	始業 時 分 ～ 終業 時 分
休憩時間	休憩時間（ ）分
所定時間外労働の有無	所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休 日	・ 定例日：毎週（ ）曜日、国民の祝日、その他（ ） ・ 非定例日：週・月当たり（ ）日、その他（ ）
休 暇	1 年次有給休暇 雇入れの日から6か月継続勤務した場合 →（ ）日 雇入れの日継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有,無） →（ ）カ月経過で（ ）日 2 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）
賃 金	1 基本給 イ 月給（ ）円 ロ 日給（ ）円 ハ 時間給（ ）円 2 諸手当及び賞与の額及び計算方法 イ（ ）手当（ ）円 / 計算方法：（ ） ロ（ ）手当（ ）円 / 計算方法：（ ） ハ（ ）手当（ ）円 / 計算方法：（ ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超（ ）%、所定超（ ）%、 ロ 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）%、 ハ 深夜（ ）% 4 賃金締切日 毎月 日 5 賃金支払日 毎月 日 6 賃金の支払方法
退 職	1 定年制（ 有（ ）歳 ， 無 ） 2 自己都合退職の手続（退職日の（ ）日以上前に届け出ること） 3 解雇の事由及び手続
そ の 他	・ 社会保険の加入状況 （ 健康保険 厚生年金保険 厚生年金基金 その他（ ）） ・ 雇用保険の適用（ 有 ， 無 ） ・ その他

※ 職員の職種ごとに作成してください。

(4) 耳納北麓観光拠点施設に配置する職員の人材育成の方針、職員研修の計画

(5) 類似施設の運営実績

施設名及び所在地	事業又は活動の概要	実施期間

※類似施設の運営実績がない場合は、「該当なし」とご記入下さい。

6 地域経済の活性化の寄与策について

(1) 地域の活性化を視野に入れた目標及び方策

(2) 再委託、物品の調達等に関する具体的な計画（久留米市内の団体等の積極的な活用など）

質 問 書

団体名称 _____
担当者 氏名 _____
 役職 _____
連絡先 電話 _____
 F A X _____

対象施設名	耳納北麓観光拠点施設 (久留米市立草野歴史資料館・山辺道文化館・久留米市世界のつばき館)
-------	---

質 問 内 容

--

委 任 状

令和 年 月 日

久留米市長 様

(委任者) 住所
団体名称
代表者名
電話番号

印

私は、下記の者を代理人に定め次の権限を委任します。

記

- 1 受任者
住所
団体名称
代表者名
電話番号

印

- 2 委任事項
(1)耳納北麓観光拠点施設の指定管理者公募の申請に関する事項
(2)基本協定及び年度協定の締結に関する事項
(3)指定管理料の請求及び受領に関する事項
(4)業務履行に関する事項
(5)その他協定履行に関する事項

- 3 委任期間
令和 3 年 7 月 1 5 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで